

令和6年度 第2回 子ども・子育て会議

第3期安芸太田町子ども子育て支援事業計画（素案）
に関する説明

日時：令和6年11月29日（金）13：30～
場所：川・森・文化・交流センター

I. 第3期計画の構成

(1) 基本理念

あんしん・子育て Park(パーク) あきおおた

Parent 〈ペアレント〉	relation 〈リレーション〉	kids 〈キッズ〉
「親」のことです。 保護者が親としての自覚と責任を持ち、温かい家庭を築くとともに、安心して子育てができる社会をつくりまします。	「連携」のことです。 家庭、地域、行政、職場などが、運動会のリレーのように、子育てを通じてより密接な関係を築くとともに、より効果的に施策を推進します。	「子ども達」のことです。 安全で自然あふれる環境の中、子ども達が郷土愛を育みながらのびのびと育つよう、住民が一体となって地域・環境づくりに取り組みます。

(2) 基本目標

基本目標1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

- 安全な妊娠・出産から育児不安の軽減、発達支援等にいたるまで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安・負担感の軽減を図るための情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 親の子育て力の向上に向け、学ぶ場の提供や支援の充実を図ります。

(2) 基本目標

基本目標2 子ども達がのびのびと育つ環境づくり

- 次代の安芸太田町を担う子ども達が、豊かな自然や人々とのふれあいを通じて生きる力を育み、自立できるよう、地域で学ぶ機会の充実を図ります。
- 障がいがある子どもが健やかに成長できるよう、早期発見・早期療育体制や、子どもと家庭を支える支援の充実を図ります。
- 児童虐待を防止するため、相談・支援体制の充実を図るとともに、地域の関係機関と連携し、地域が虐待に気付き、支援につなげるための啓発を推進します。
- 経済的に困難な状況にある家庭に対する支援の充実を図ります。

(2) 基本目標

基本目標3 仕事と子育てを両立させる社会づくり

- 教育・保育に関するニーズを踏まえ、保育所、認定こども園等の教育・保育事業や多様な保育の充実、放課後等における居場所の確保等の取組みを推進します。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに関する意識啓発を推進とともに、職場への働きかけを行います。

(2) 基本目標

基本目標4 安心とふれあいに満ちた全町Parkづくり

- すべての住民が子ども達や子育て家庭をあたたく見守り、応援できるよう、地域が一体となった子育て支援を推進します。
- 親子や子ども同士、地域と子育て家庭がふれあえる環境づくりを推進します。
- 地域のバリアフリー化や交通安全・防犯対策など、子ども達が安心・安全に生活できる地域づくりを推進します。

(3) 施策の体系

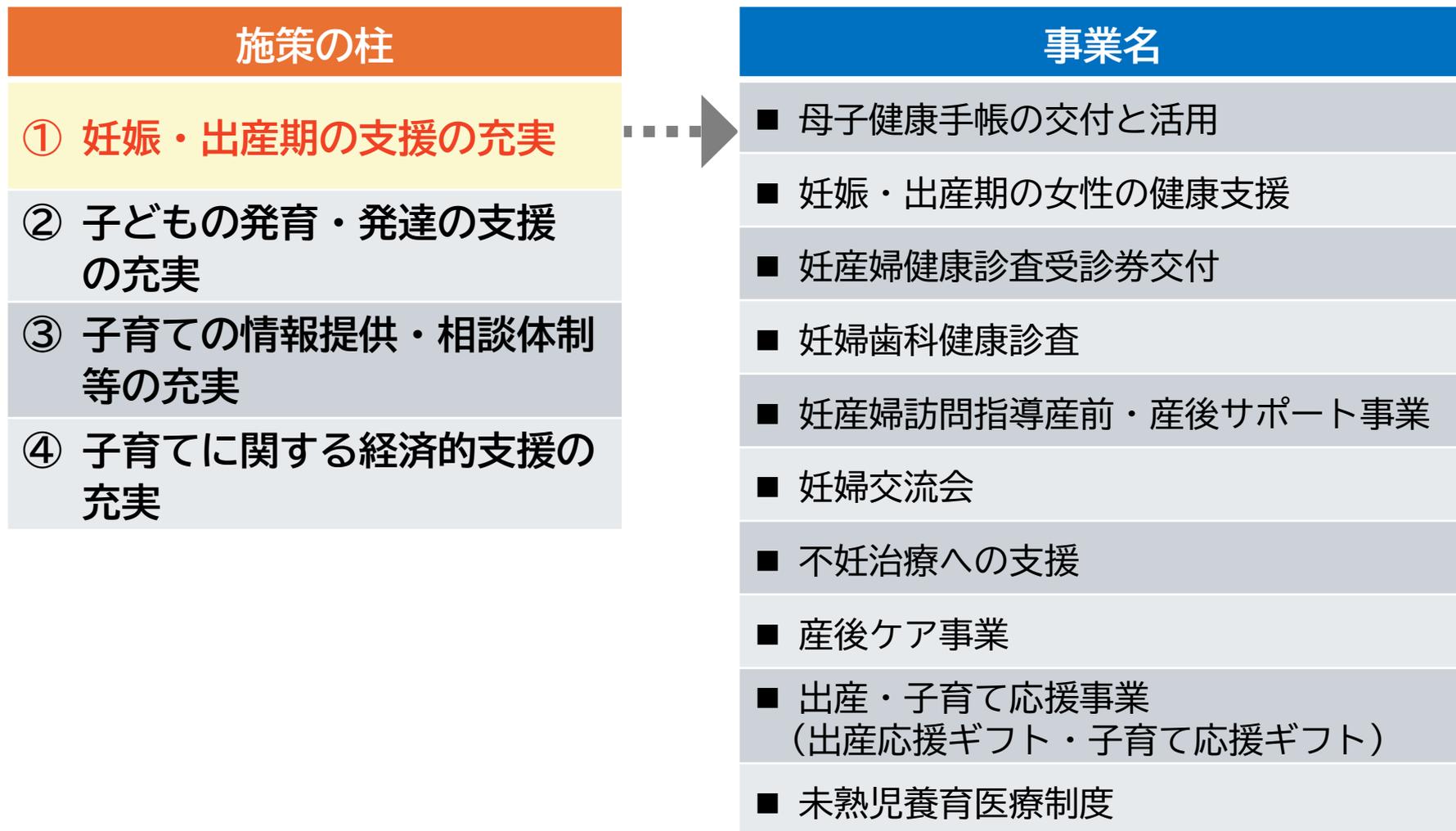
基本理念

あんしん・子育て Park(パーク) あきおおた

基本目標	基本方針	施策の柱
<p>【基本目標①】 妊娠期から子育て期 までの切れ目のない 支援の充実</p>	<p>1. 健やかに産み育てることができる環境づくり</p> <p>2. 子育て力の強化に向けた支援の充実</p>	<p>①妊娠・出産期の支援の充実 ②子どもの発育・発達の支援の充実 ③子育ての情報提供・相談体制等の充実 ④子育てに関する経済的支援の充実</p> <p>①家庭に対する意識啓発の推進 ②親子が向き合う温かい家庭環境の整備</p>
<p>【基本目標②】 子ども達がのびのび と育つ環境づくり</p>	<p>1. 子どもが学び成長するための環境づくり</p> <p>2. 障がい児施策の充実</p> <p>3. 子どもの人権を守る環境づくり</p> <p>4. 経済的に困難な状況にある子どもへの支援の充実</p>	<p>①就学前教育・保育の質の向上 ②自分らしく健やかに生きる力の育成 ③郷土愛を育む体験活動の推進</p> <p>①療育・教育の充実 ②相談・教育の充実</p> <p>①児童虐待を防止するための環境づくり ②いじめ対策に関する取組みの推進</p> <p>①子どもの貧困対策の推進 ②ひとり親家庭の自立支援</p>
<p>【基本目標③】 仕事と子育てを両立 させる社会づくり</p>	<p>1. 保育サービス等による子育て支援の充実</p> <p>2. ワーク・ライフ・バランスの推進</p>	<p>①多様な保育の充実 ②放課後等の居場所の充実</p> <p>①子育て世帯が働きやすい職場環境づくり</p>
<p>【基本目標④】 安心とふれあいに満 ちた全町</p>	<p>1. みんなで子育てを応援する地域づくり</p>	<p>①地域連携による子育て支援の充実 ②ふれあいの環境づくり ③安心の地域づくり</p>

(3) 施策の体系

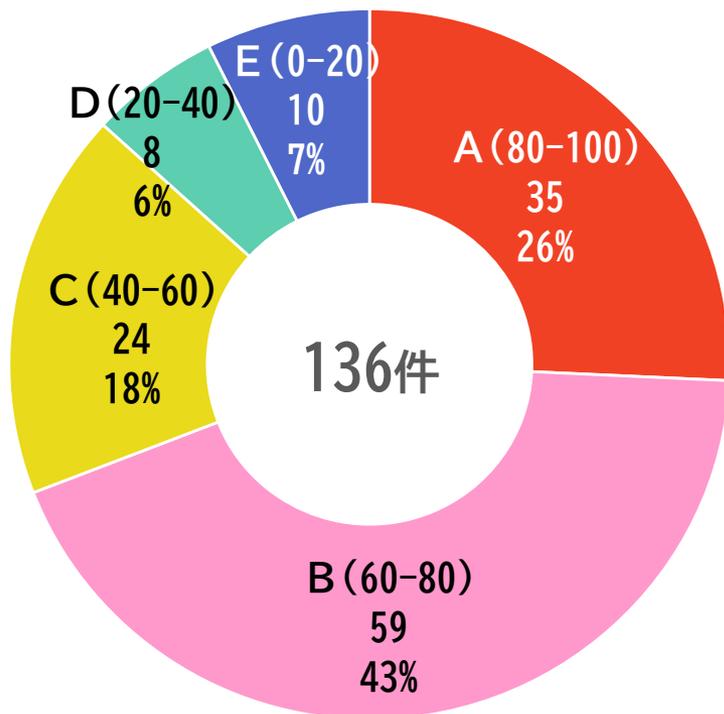
各事業の位置付け



Ⅱ. 第2期計画の評価

(1) 事業の達成度及び今後の方向性

1) 事業の達成度 (庁内ヒアリング結果)

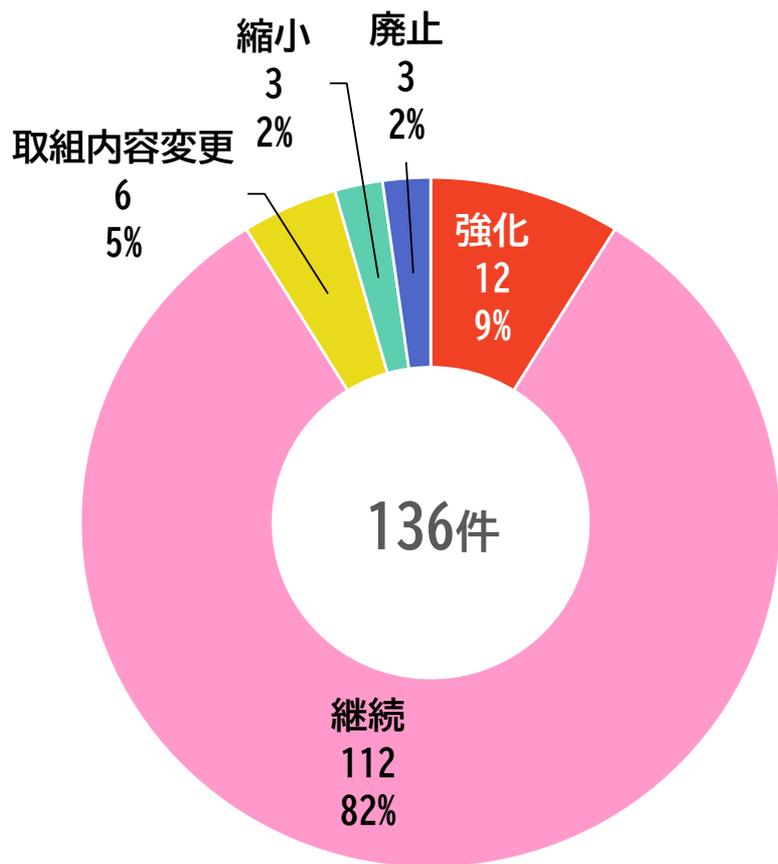


達成度A (80~100%) が26%、達成度B (60~80%) が43%であり、両者を合わせると約7割に達しています

達成度D (20~40%)、達成度E (0~20%) の事業については、廃止を検討や事業の効率化を検討します

(1) 事業の達成度及び今後の方向性

2) 今後の方向性 (庁内ヒアリング結果)



「強化」が9%、
「継続」が82%であり、
両者を合わせると
約9割に達しています

(1) 事業の達成度及び今後の方向性

2) 今後の方向性 【強化事業】

基本方針	強化事業
子育て力の強化に向けた支援の充実	① ブックスタート事業
	② 読み聞かせボランティアの確保
子どもが学び成長するための環境づくり	③ 県立加計高等学校との連携
	④ 人権教育・啓発の推進
子どもの人権を守る環境づくり	⑤ いじめに関する取組みの推進
	⑥ 就学援助の実施
	⑦ 奨学金貸付事業の普及
経済的に困難な状況にある子どもへの支援の充実	⑧ 育児休業制度の導入・利用促進
	⑨ 働きやすい職場環境づくりの支援
ワーク・ライフ・バランスの推進	⑩ ボランティア活動の充実
みんなで子育てを応援する地域づくり	

(2) 量の見込み・確保量と実績比較

対象事業	区分	2期計画 見込量	2期計画 確保量	実績値	差分
教育標準時間認定（認定こども園・幼稚園）	3～5 歳	3	14	1	13
保育認定②（認定こども園・保育所）	3～5 歳	73	106	57	49
保育認定③（認定こども園・保育所+地域型保育）	0歳	13	13	2	11
	1・2歳	37	37	21	16
放課後児童健全育成事業	—	79	80	80	0
子育て短期支援事業	—	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	—	1,056	1,056	700	356
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	—	255	255	15	240
病児保育事業	—	62	0	0	0
子育て援助活動支援事業	—	0	0	0	0
利用者支援事業	—	1	1	1	0
妊婦健康診査（回）	—	280	280	70	210
乳児家庭全戸訪問事業	—	21	21	10	11

Ⅲ. 課題の整理

(1) 現状分析・第2期計画の評価を踏まえた課題

課題① 基本目標1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

- 本町の年少人口は、令和2年の475人から令和6年の381人へと4年間で約100人減少し、さらに令和11年には約180人減少して199人になることが予想
- 現在の暮らしの状況が「厳しい」とニーズ調査で回答している方が多く存在する
- 子育てに関して多くの方が不安や負担を感じている一方、子育てについて気軽に相談できる人がいない方や、子育てに関する情報を十分に得られていない方が一定数存在する
- 子育て支援策について、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備」を望む声が多くなっている

(1) 現状分析・第2期計画の評価を踏まえた課題

課題② 基本目標2 子ども達がのびのびと育つ 環境づくり

- 町内には障害を持つ子どもや虐待、いじめを受けている子ども、不登校の子どもなど、社会的な支援が必要な子どもが存在する
- 多くの子どもが普段、自分の家や友達の家、自宅周辺で遊んでいるため、自然と触れ合える環境、思い切り遊べる環境の整備について検討する必要がある
- 子どもの遊び場として、多くの方が、「親子で一緒に遊べるところ」、「雨の日に遊べるところ」の重要性を感じている

(1) 現状分析・第2期計画の評価を踏まえた課題

課題③ 基本目標3 仕事と子育てを両立させる 社会づくり

- 女性就業率の上昇に伴い共働き世帯の割合が増加しており、また、共働き世帯でも主に母親が子育てを行っている家庭も多く存在する
- 子どもを見てもらえる親戚・友人のいない方や、お子さんを見てもらうことを心苦しく感じている方が一定数いる
- 子どもが病気やけがで保育所や認定こども園を利用できなかった場合は、多くの家庭でお母さんが仕事を休んで対応している

IV. 近年の法改正

(1) 背景 (近年の法改正等)

2) 子ども・子育て支援法等の一部改正

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者支援法】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(1) 背景（近年の法改正等）

1) 児童福祉法等の一部改正

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供**、**家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）

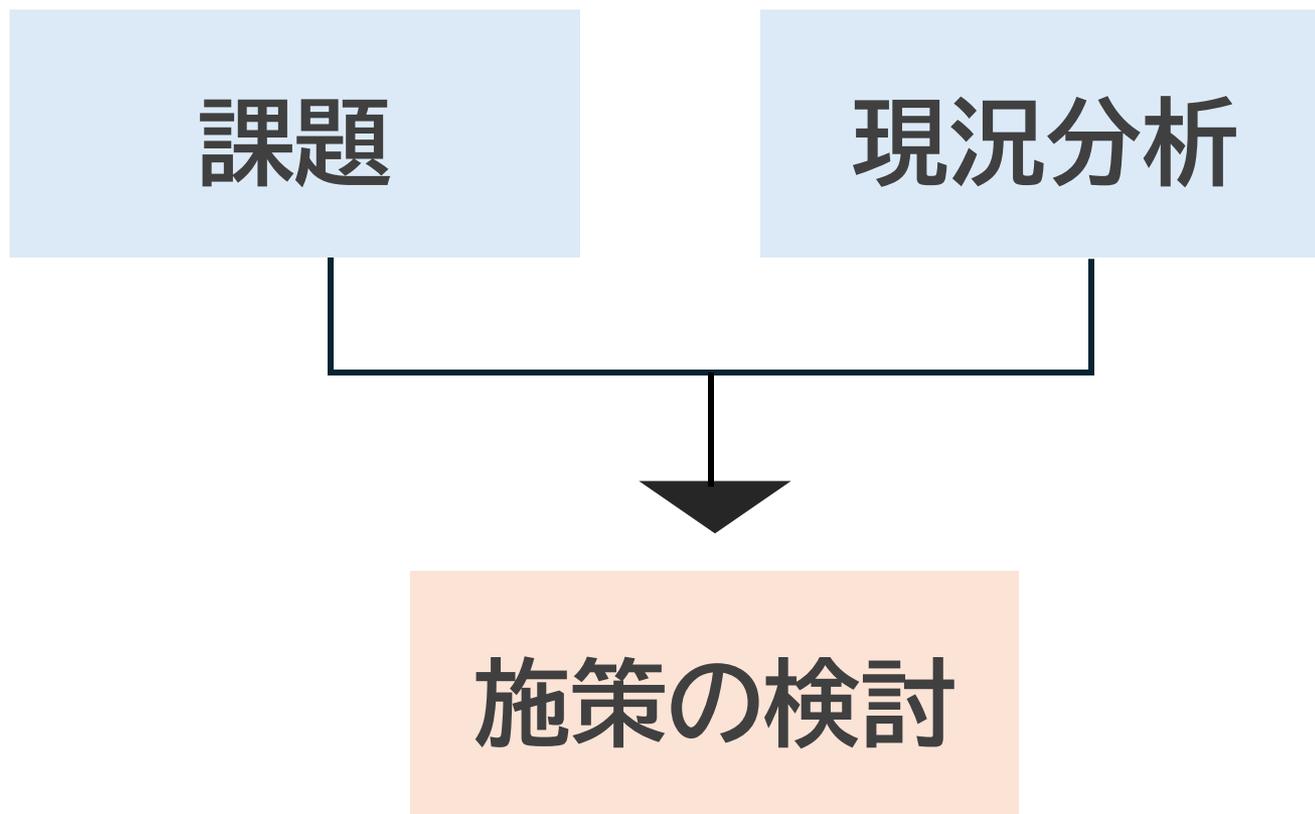
- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**こどもの発達状況等に応じた支援**を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

V. 各施策について

(1) 各施策の検討



(2) 各施策の概要

基本目標	基本方針	施策の柱	事業数	うち新規	
①妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実	健やかに産み育てることができる環境づくり	妊娠・出産期の支援の充実	10	49	7
		子どもの発育・発達の支援の充実	9		
		子育ての情報提供・相談体制等の充実	7		
		子育てに関する経済的支援の充実	13		
	子育て力の強化に向けた支援の充実	家庭に対する意識啓発の推進	4		
		親子が向き合う温かい家庭環境の整備	6		
②子ども達のがのびのびと育つ環境づくり	子どもが学び成長するための環境づくり	就学前教育・保育の質の向上	4	34	
		自分らしく健やかに生きる力の育成	9		
		郷土愛を育む体験活動の推進	5		
	障がい児施策の充実	療育・教育の充実	7		
		相談・教育の充実	9		

(2) 各施策の概要

基本目標	基本方針	施策の柱	事業数		うち新規
③子ども達のがのびのびと育つ環境づくり	子どもの人権を守る環境づくり	児童虐待を防止するための環境づくり	8	18	3
		いじめ対策に関する取組みの推進	1		
	経済的に困難な状況にある子どもへの支援の充実	子どもの貧困対策の推進	2		
		ひとり親家庭の自立支援	7		
④仕事と子育てを両立させる社会づくり	保育サービス等による子育て支援の充実	多様な保育の充実	7	13	1
		放課後等の居場所の充実	2		
	ワーク・ライフ・バランスの推進	子育て世帯が働きやすい職場環境づくり	4		
⑤安心とふれあいに満ちた全町	みんなで子育てを応援する地域づくり	地域連携による子育て支援の充実	7	18	3
		ふれあいの環境づくり	5		
		安心の地域づくり	6		
		計	132		

(3) 第3期計画における新規施策

NO.	事業名	内容
1	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、家庭を訪問し、不安や悩みに耳を傾けて保護者に寄り添った育児・養育支援を検討します。
2	児童育成支援拠点事業	養育環境などに課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える保護者への情報提供・相談支援などを検討します。
3	親子関係形成支援事業	親子間の適切な関係性の構築に向けた支援を検討します。
4	こども誰でも通園制度	町内の保育園や認定こども園に通っていない6か月～3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労といった保育の必要性にかかわらず、一定の日数保育園等に通園できる制度を導入します。（町内では令和8年度から本格導入？）
5	森のようちえん構想の推進	0歳から概ね7歳ぐらいまでの乳児・幼児を対象に、自然の中で自由にのびのびと遊ぶことで、好奇心に溢れ、豊かな感性と自分で考える力を育むことができる環境の整備を進めます。
6	子育て世帯定住応援事業	世帯主等のいずれかが満40歳以下の世帯、又は満15歳以下の子がいる世帯を対象として、町内に住宅を新築、購入、又はリフォーム改修した場合において、その経費の一部を補助します。
7	子育て世代移住引っ越し助成事業	子育て世代の移住者に対し、移住時の負担となる引っ越し費用への補助を行うことで、子育て世代移住者の獲得と移住しやすい環境の整備を行います。
8	出産・子育て応援事業	妊娠届出時・出生届出後を通して10万円相当の経済的支援を行う国の交付金を活用した事業を実施し、出産や子育て応援します。

(3) 第3期計画における新規施策

NO.	事業名	内容
9	未熟児養育医療制度	未熟児で生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その治療に必要な医療費を町が負担します。
10	「産婦人科・小児科 オンライン」相談	LINEアプリで医師や助産師に相談できるオンライン相談事業を実施し、保護者の不安軽減に努めます。「いつでも相談」は24時間受付、「夜間相談（平日18時～）」はチャットやLINEビデオ通話で相談できます。お子さんの顔色や皮膚の様子を見せて、受診が必要かどうかのアドバイスももらえます。
11	医療電話相談の実施	救急相談センター広島広域都市圏「#7119」事業や、広島県小児救急医療電話相談「#8000」に参加し、保護者の不安を軽減できる体制づくりに努めます。
12	母子手帳アプリ 「母子モ！あきおおた」 の提供	妊娠中の健診記録や子どもの成長記録・予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせやイベント情報をお届けするスマートフォンアプリを提供し、妊娠から出産、子育てまでをサポートします。
13	通学応援（高等学校等） 助成事業	子育て・教育における経済的な不安を軽減し、転出を抑制するとともに、公共交通の維持のため、町内に住所を有する学生・生徒の保護者に対して、町内外の高等学校、大学、専門学校等への通学費の一部を引き続き助成します。
14	乳幼児等医療機関通院等 交通費助成	就学前までのお子さんのいるご家庭の経済的負担の軽減を図るため、町外の医療機関（歯科・保険薬局を除く）等へ通院または通所に対して、1日につき1,000円のかかる交通費助成を行います。また、1ヶ月の通院等の日数が2日を超える日数分を助成します。

V. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

12月下旬～1月中旬
(予定)

パブリックコメント

2月

素案修正作業等

3月上旬

計画策定